

茨城県生物多様性センター一年報 No. 1

平成27年4月～平成28年3月



茨城県生活環境部環境政策課
生物多様性センター

表紙写真：ツクバハコネサンショウウオ
(平成26年4月16日 早瀬長利撮影)

まえがき

近年、開発・乱獲等の人間活動や外来生物の侵入、地球温暖化の影響などにより、地球規模で生物多様性が脅かされています。

このため、本県としても、絶滅が危惧される希少動植物の保護やアライグマ等の外来生物の防除、イノシシ等の有害鳥獣の個体数管理等の対策を、これらの生物の生息状況などを把握したうえで、多様な主体（県民・NPO・企業・事業者、研究機関・大学・国・市町村等）と連携して総合的に進めていく必要があります。

そこで、生物多様性の保全を総合的かつ計画的に進めることを目的に、本県のおかれている現状を分析し、50年先を見据えたうえで、今後10年間の具体的な施策をまとめた「茨城の生物多様性戦略」を平成26年10月に策定したところです。

そして、その戦略に基づく生物多様性施策を推進する拠点として、平成27年4月に茨城県生物多様性センターが設置されました。

当センターは、茨城県生活環境部環境政策課の内部組織で、戦略の普及啓発、情報の収集及び発信、各種調査の実施等を主な業務としています。

本報告書は、センター立ち上げ1年目の助走期間における活動概要を取りまとめたものです。

今後、当センターとしては、戦略の推進に努力してまいります。生物多様性に関する課題は多岐にわたるため、皆様との連携・協働が必要不可欠となりますので、何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成28年6月

茨城県生活環境部環境政策課

生物多様性センター長 山根 爽一



平成27年4月1日センター設置

目次

I	生物多様性センターの概要	3
II	主な活動実績	
1	普及啓発事業	
(1)	生物多様性を考える集い	4
(2)	ヒヌマイトトンボ観察会	5
(3)	ひぬま流域クリーン作戦	6
(4)	環境団体等	7
(5)	企業	7
2	情報収集・連携	
(1)	環境省自然環境局生物多様性センター	8
(2)	市町村	9
(3)	企業等	9
(4)	大学	9
3	データベース構築	10
III	調査・研究	
1	県北地域県立自然公園調査	11
2	外来種	
(1)	未定着特定外来生物侵入状況調査	12
(2)	外来生物定着・侵入状況調査	12
(3)	特定外来生物カナダガンの除去	13
(4)	ツクバハコネサンショウウオの国内希少野生動植物種への登録	13



鷹取岩から男体山を望む



ヒヌマイトトンボ

I 生物多様性センターの概要

1 設置の目的

県が平成26年10月に策定した「茨城の生物多様性戦略」に基づく、生物多様性関連施策の推進拠点として平成27年4月1日に設置。

2 組織

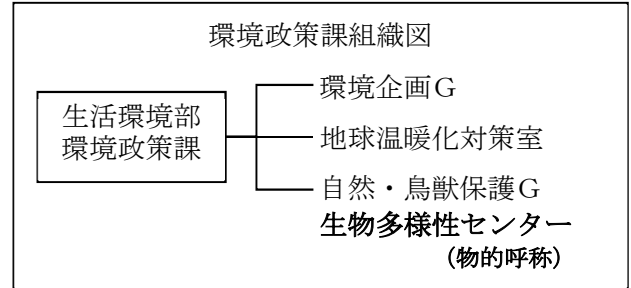
右図のとおり、茨城県生活環境部環境政策課に属し、一体となって業務を推進。

【職員構成】

センター長を含め、8名の職員で構成。

センター長（非常勤）、副センター長、課長補佐（自然・鳥獣保護G課長補佐兼務）、係長、嘱託職員4名（国定公園管理員2名，県北地域自然調査員2名（※））

※県北地域自然調査員についてはH27まで在籍



3 主な業務

① 地域戦略の普及啓発

講演会や県民との意見交換会等を通じ「茨城の生物多様性戦略」の普及啓発を行う。

② 情報の収集及び発信

県や研究機関、市町村、環境団体などが持つ県内の生物に関する情報を収集し、広く県民に発信する。

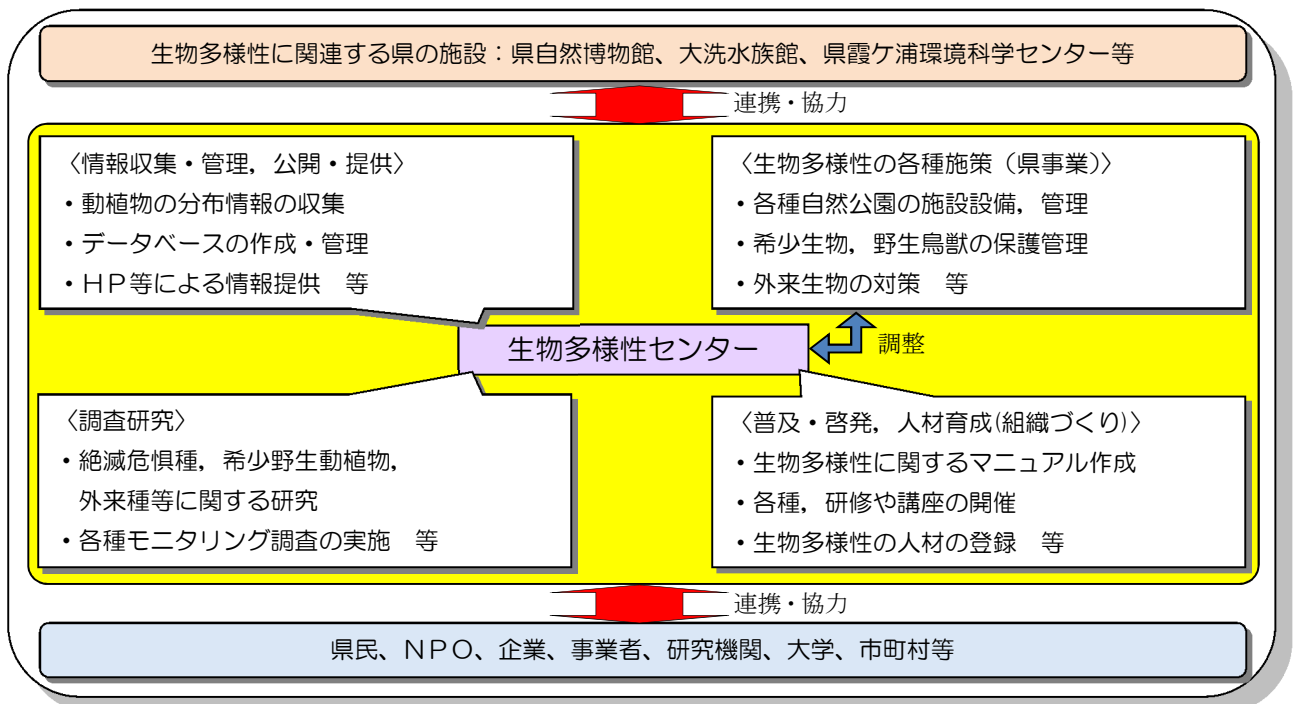
③ 環境団体等との連携

県内外の環境団体との情報の共有や各種調査への協力体制を構築する。

④ 各種調査の実施

希少野生生物の現状把握や外来生物の侵入・定着状況を把握するための調査を実施する。

【茨城の生物多様性戦略における生物多様性センターのイメージ】



II 主な活動実績

1 普及啓発事業

(1) 生物多様性を考える集い

県内5地域において、地域住民を対象として「茨城の生物多様性戦略」の内容や生物多様性センターの役割などについての説明を行った。

参加者からも積極的な質疑が行われ、特に未来を担う子供たちへの環境教育の必要性や、オオキンケイギクなどの特定外来生物への対応などの意見がいずれの会場でも出された。



県北地区

<実施日> 平成27年6月26日(金),
7月2日(木), 3日(金), 7日(火), 10日(金)

<実施場所>

鹿行地区(6月26日): レイクエコー・鹿行生涯学習センター 講座室1
県西地区(7月2日): 県西生涯学習センター 中講座室
県北地区(7月3日): 常陸太田合同庁舎 大会議室
県南地区(7月7日): 霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール
県央地区(7月10日): 水戸合同庁舎 大会議室

<参加者数> 計173人



鹿行地区



県西地区



県南地区



県央地区

(2) ヒヌマイトトンボ観察会

涸沼のラムサール条約登録記念シンポジウム開催に合わせて、涸沼周辺においてヒヌマイトトンボの観察会を実施した。参加者は、ヨシ原の中でヒヌマイトトンボを観察したり、写真を撮ったりした。

なお、引き続き大洗文化センターで行われた涸沼のラムサール条約登録記念シンポジウムにおいて、パネルディスカッションなどで協力した。



観察会の様子

<実施日> 平成28年7月11日(土)

<場所> 涸沼自然公園及び涸沼周辺地域

<参加者数> 29人



ヒヌマイトトンボの説明



生息場所



ヒヌマイトトンボを発見



ラムサール条約登録記念シンポジウム

(3) ひぬま流域クリーン作戦

クリーンアップひぬまネットワーク及び大好きいばらき県民会議の主催で毎年行っている、「ひぬま流域クリーン作戦」において、今年はゴミ拾いだけではなく、生物多様性保全の普及啓発を兼ねてオオキンケイギクなど外来生物の除去も合わせて実施した。会場において外来生物や今回除去する植物（アレチウリ、オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ）の説明をパネルなどにより行った。その後参加者と一緒に涸沼周辺のゴミ拾い及び外来生物の除去作業を行った。

<実施日> 平成27年7月19日（日）

<場所> 涸沼自然公園駐車場及び涸沼周辺地域

<参加者数> 726名



外来植物の説明の様子



開会式



作業開始



外来生物説明準備



外来生物説明中

(4) 環境団体等

① 宍塚の自然と歴史の会

特定非営利活動法人 宍塚の自然と歴史の会からの依頼を受け、同会の里山保全学習会において「茨城の生物多様性戦略」及び生物多様性センターの説明を行った。

質疑応答においては、生物多様性センターのあり方などについての積極的な意見や質問があった。

<実施日>平成27年6月21日(日)

<場 所>土浦市亀城プラザ

<参加者>13名



生物多様性戦略等の説明の様子



会場の様子

② なか環境市民会議

なか環境市民会議からの依頼を受け、同会の講演会において生物多様性についての説明を行った。

地域の動植物についての質問のほか、山根センター長の専門であるハチについての質問など多岐にわたる質問・意見が出された。

<実施日>平成27年11月13日(金)

<場 所>那珂市役所中央公民館

<参加者>67名

(5) 企業（東亜合成株式会社 先端科学研究所）

東亜合成株式会社（瞬間接着剤の製造会社）からの依頼を受け、社員向けの勉強会(講演会)において、生物多様性及び「茨城の生物多様性戦略」について説明を行った。

同社では年に数回定期的に講師を招き、勉強会を行っているとのこと。

質疑では、生物多様性についての質問のほか、地域でのボランティアを行う際のアドバイスやサポート、さらに外来種に関する質問など、多くの質問・意見が出された。

<実施日>平成27年9月9日(水)

<場 所>東亜合成株式会社 先端科学研究所

<参加者>14名



生物多様性戦略等の説明の様子

2 情報収集・連携

(1) 環境省自然環境局生物多様性センター

今後の本県における生物多様性の推進方策及び国との連携方策などについて調査するため、山梨県にある環境省の生物多様性センターを訪問した。

環境省生物多様性センターの取り組み内容や、県との連携方策などについて意見交換を行い、今後の本県の生物多様性センターの活動の参考となった。

また、当センターには展示施設や視聴覚室、さらに多くの収蔵品を納めた収蔵庫などがあり、今後の本県の生物多様性センター整備の際の参考となった。



環境省生物多様性センター

<実施日> 平成28年6月19日(金)

<場所> 環境省自然環境局生物多様性センター(山梨県富士吉田市)



近隣の動物のはく製



展示施設



映像スペース



収蔵庫内のはく製

(2) 市町村

市町村における生物多様性推進のため、市町村の生物多様性担当者との生物多様性市町村懇談会を東海村，下妻市，牛久市の協力を得て，県内3か所で実施した。

生物多様性についての理解の促進のため，当生物多様性センターからは生物多様性や生物多様性戦略などの説明を行うとともに，既に生物多様性地域戦略の策定やそれに基づく生物多様性の保全推進にむけた積極的な活動を行っている東海村からは，その活動状況について説明を行った。各市町村からも，戦略の策定や外来生物についての質疑・意見などが多く寄せられた。

<開催日及び開催場所>

平成28年2月 5日(金) 東海村総合福祉センター 絆

2月10日(水) 下妻市役所第2庁舎中会議室

2月19日(金) 牛久市中央生涯学習センター 小講座室

<出席者> 市町村職員50名



懇談会の様子(2月10日 下妻市)

(3) 企業等

生物多様性保全の推進のためには，企業，県・市町村等の行政及び環境団体等が連携していく体制の構築が必要不可欠であることから，生物多様性地域戦略策定委員会の委員として協力いただいた(株)カスミを訪問し，その連携の在り方などについて助言を受けるとともに，今後，県経営者協会と連携しながら企業への働きかけを行っていく方向で調整を行った。

(4) 大学

生物多様性を推進するうえで，主に大学との連携方策を検討するため，国立大学法人茨城大学を訪問した。

連携方策について意見交換を行い，同大学で実施している自然系の様々な発表会や公開講座などを当センターのホームページ等で紹介していくこととした。

今後は，環境団体やその他多くの機関と連携し，様々なイベント等を紹介していく予定である。

III 調査・研究

1 県北地域県立自然公園調査

奥久慈県立自然公園及び花園花貫県立自然公園はともに昭和28年に指定されたが、奥久慈県立自然公園については昭和55年以来、花園花貫県立自然公園については昭和61年以来、公園計画の見直しは行われていない。

その間、開発行為や過疎等による自然への働きかけの縮小、外来生物の侵入等により自然環境が大きく変化している地域がある。

このため、県北地域の自然環境の現状を調査し、将来指定地域の見直しを含む公園計画の見直しを行うための基礎資料を得るために調査を実施した。

(1) 調査期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

(2) 調査内容

① 現地調査

調査対象地域において現地調査を実施し、地域の概況、自然環境の現状を把握するとともに、現在の公園指定区分について確認を行った。

調査対象地域について、特徴的な個所を選び出し現況の概観を調査する一方、普通地域や地域外の状況についてもその都度調査した。

② 既存資料・文献調査

調査は現地調査を主とするが、補完的に行った既存資料や文献の収集・整理と動植物調査協力員や地域の自然研究者の聞き取りなどから、植物・動物相、自然景観等を把握した。

(3) 調査報告書作成

奥久慈県立自然公園を4地域に、花園花貫県立自然公園を10地域に分け、それぞれの地域ごとに①自然環境状況 ②注目すべき動植物 ③指定地域の見直し ④現況写真の4項目を整理し取りまとめた。



落葉樹林下に咲く天然記念物のアズマシクナゲ（北茨城市）



調査協力員



竜神峡の様子



花貫・横根山のイワウチワ群落（高萩市）

2 外来種

(1) 未定着特定外来生物侵入状況調査

まだ県内に侵入あるいは定着していない特定外来生物（ヌートリア、マスカラット、キョン、カミツキガメ）の発見情報を早期に入手するため、下記チラシを5千部印刷し、各市町村等に配布した。市町村には各窓口等に掲示し、住民に周知するよう依頼した。

五霞町においてヌートリアの目撃情報があり、箱わなを設置したが捕獲できなかった。まだ定着は確認されていない。

(2) 外来生物定着・侵入状況調査

①調査内容

既に県内に侵入が確認されている特定外来生物（クリハラリス、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ）について、その分布状況を確認するため、市町村にそれらの特定外来生物の確認状況調査を実施した。

②調査結果

- ・クリハラリス 坂東市内において発見情報有りとの報告があった。
- ・ミズヒマワリ 小美玉市，行方市，かすみがうら市において，霞ヶ浦湖畔に発見情報有りとの報告があった。
- ・ナガエツルノゲイトウ 河内町から新利根川沿いで確認との報告があった。



河内町，新利根川流域のナガエツルノゲイトウ



小美玉市，霞ヶ浦沿岸のミズヒマワリ

(3) 特定外来生物カナダガンの捕獲

平成27年12月4日、環境省は本県と協力し、牛久沼（龍ヶ崎市）に定着していた、カナダガン（雄）1羽とガチョウとの交雑種1羽を捕獲して、日本国内で初めての特定外来生物の根絶に成功した。

※カナダガンは、飼い鳥として輸入され、飼育管理の不備により、野生化して日本各地に生息地を広げた特定外来生物である。国内希少野生動植物種であるシジュウカラガンとの交雑を防ぐため、各地で防除を進めてきたが、牛久沼の2羽が国内に残された最後の個体であった。



牛久沼に定着していたカナダガン



国内初の特定外来生物根絶に成功

(4) ツクバハコネサンショウウオの国内希少野生動植物種への登録

筑波山系に生息するサンショウウオは、本県に生息するハコネサンショウウオ属3種のうちの1種で、平成25年に本県のみで生息するツクバハコネサンショウウオとして新種記載された。

本種は生息地が筑波山系に限定され、生息環境の悪化や愛好家による捕獲等によって減少が懸念されたため、環境省により平成27年12月1日、本県にのみで生息する種としては県内で初めて「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」による国内希少野生動植物種として指定された。

筑波山系は、水郷筑波国定公園に指定されている地域の一部であり、従来から動植物の保護には熱心に取り組んできたが、今後は、ツクバハコネサンショウウオの生息地として、これまで以上に地域全体の多様な自然環境の保護に気を配り、貴重な種の保護に努めていくことが大切である。



ツクバハコネサンショウウオの成体



ツクバハコネサンショウウオの幼生